

京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第2条第2項第1号キの規定により、以下の建築物を令和2年10月21日付けで同条例の対象建築物として指定しましたので、公告します。

令和2年10月26日

京都市長 門川 大作

1 建築物の名称

宗教法人真宗大谷派岡崎別院（本堂、茶室及び築地塀）

2 建築物の所在地

京都市左京区岡崎天王町26番地、26番地の5

3 建築物の概要

(1) 本堂

ア 建築年代 1801年（享和元年）頃

イ 構造 木造

ウ 階数 地上1階建

(2) 茶室

ア 建築年代 1801年（享和元年）頃

イ 構造 木造

ウ 階数 地上1階建

(3) 築地塀

ア 建築年代 1927年（昭和2年）以前

イ 構造 木造 土塗壁

(都市計画局建築指導部建築指導課)